

藤沢市保育士転入奨励助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、神奈川県外に居住し、藤沢市内（以下「市内」という。）の保育施設への就職を希望する保育士を対象に、経済的支援を行うことにより、市内の保育人材を確保することを目的として、予算の範囲内において藤沢市保育士転入奨励助成金（以下「助成金」という。）を交付することについて、藤沢市補助金交付規則（昭和35年藤沢市規則第11号）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育施設 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園、法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等のうち、市内において法人又は個人が運営する施設。
- (2) 常勤 次に掲げる要件の全てを満たしていることをいう。
 - ア 労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）第5条第1項第1号の3の規定により明示された就業の場所が保育施設であり、かつ、従事すべき業務が保育であること。
 - イ 期間の定めのない労働契約又は1年以上の期間の定めのある労働契約を締結している者であって、保育施設において1日6時間以上かつ月20日以上常態的に継続して勤務し、保育施設を適用事業所とする社会保険の被保険者であること。
- (3) 就業体験等交通費支給事業 保育施設に就業する旨の労働契約（常勤契約に限る。）の締結を目的に、保育士が各施設等において面接や職場体験等を行う際に必要となる交通費を支給する事業をいう。
- (4) 就業開始資金支給事業 保育士が保育施設に就業する旨の労働契約（常勤契約に限る。）を締結する場合において、就業を開始するに当たり必要となる家財道具の運搬及び購入に要する経費を支給する事業をいう。

(助成対象者)

第3条 この要綱に基づく助成の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に掲げる要件の全てを満たす者とする。

(1) 就業体験等交通費支給事業

- ア 保育士資格を有する、又は指定保育士養成施設に在籍していること。
- イ 神奈川県外に住所を有し、保育施設で就業体験等を実施したこと。
- ウ 本助成金又は藤沢市保育士転入奨励補助金について、過去に同事業区分による交付を受けていないこと。

(2) 就業開始資金支給事業

- ア 保育士資格（資格取得見込を含む。）を有すること。
- イ 保育施設を運営する事業者（それぞれの保育施設間で人事異動を行う等、相互に密接な関連を有する事業者は同一の事業者とみなす。以下同じ。）に常勤として新規雇用され、就労していること。
- ウ 神奈川県外に住所を有していた者が、保育施設に就職するにあたり、就労開始前後3か月以内に県外から市内に転入し、住民登録を行っている又は行う予定があること。
- エ 本助成金又は藤沢市保育士転入奨励補助金について、過去に同事業区分による交付を受けていないこと。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 就業体験等交通費支給事業
別表のとおりとする。
- (2) 就業開始資金支給事業
10万円

(交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、第3条に規定する要件を満たしてから3か月以内に、藤沢市保育士転入奨励助成金交付申請書（第1号様式）に、次の各号に掲げる事業の区分に応じた書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 就業体験等交通費支給事業
 - ア 就業体験等実施報告書（第2号様式）
 - イ 保育士証（指定保育士養成施設の在籍証明書でも可）の写し
 - ウ 住民票（直近3か月以内）の写し
- (2) 就業開始資金支給事業
 - ア 雇用証明書（第3号様式）
 - イ 保育士証の写し
 - ウ 住民票（直近3か月以内）の写し
 - エ その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による助成金交付の申請があったときは、審査のうえ、助成金交付の可否及び交付すべき助成金の額を決定し、藤沢市保育士転入奨励助成金交付不交付決定通知書（第4号様式）により申請者に通知するものとする。

(助成金の請求及び交付)

第7条 前条の規定により交付決定を受けた者は、市長が別に定める期日までに藤沢市保育士転入奨励助成金交付請求書兼口座振込依頼書(第5号様式)を市長に提出し、助成金を請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、助成金を交付する。

(助成金交付を受けた者の責務)

第8条 本助成金のうち、就業開始資金支給事業による助成金の交付を受けた者は、その趣旨を踏まえ、保育施設において誠実に保育業務を遂行するとともに、保育の質の向上のため自己研鑽に努めるものとする。

(交付決定の取消し)

第9条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付決定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けた場合。

(2) 助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件に反した場合。

(3) 就業開始資金支給事業において、雇用された年度内に退職した場合。ただし、本人の意思によらず雇用者の都合で解雇された場合又は災害その他やむを得ない理由により市長が認めたときは、この限りでない。

(4) 就労後1年を経過する前に保育施設を退職したとき、または転入後1年を経過する前に藤沢市外へ転居したとき。ただし、やむを得ない理由として市長が認めたときは、この限りでない。

(助成金の返還)

第10条 市長は、前条の規定により助成金の交付決定を取消した場合において、既に助成金が交付されているときは、当該取消しに係る部分についてその返還を命ずるものとする。

(書類の整備保管)

第11条 本助成金の交付を受けた者は、助成金の交付に係る証拠書類を整備し、5年間保管しておかなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(検討)

2 市長は、令和9年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

| 区分 | 助成額 | 居住地 |
|----|----------|--|
| A | 3,000 円 | 埼玉県、千葉県、東京都 |
| B | 10,000 円 | 茨城県、栃木県、群馬県、山梨県、静岡県 |
| C | 20,000 円 | 宮城県、山形県、福島県、新潟県、長野県、岐阜県、愛知県、三重県 |
| D | 30,000 円 | 青森県、岩手県、秋田県、富山県、石川県、福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県 |
| E | 50,000 円 | 北海道、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県、国外 |